

特定事業所集中減算に係るQ&A（平成30年改定）

番号	分類	問い	答
1	全般	特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。	同一法人格を有する法人単位で判断されたい。
2	全般	居宅介護支援事業者が作成し、都道府県知事に提出する書類について、判定期間における居宅サービス計画の総数等を記載するように定められているが、サービスの限定が外れることに伴い、事業所の事務量の負担が増大することを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみ記載する等、都道府県の判断で適宜省略させても差し支えないか。	各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であることから、従前のとおり取扱うこととする。
3	全般	1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を超えた場合は全利用者について半年間減算と考えるよいか。	ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく80%を超えた場合は、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。
4	全般	「居宅サービス計画の数」とは、実際にサービス提供がなされ、給付管理を行った計画数のことか。	そのとおり。当月の居宅サービス計画を作成したが、当月中に居宅サービス計画の利用実績がどのサービスもない場合、当月分の給付管理は行われないことから、当月分の居宅サービス計画数に含めない。
5	全般	要介護認定の更新結果が遅れたため、9月の給付管理を11月に提出した場合は、何月分の計画件数として取り扱えばよいか。	給付管理を何月に提出したかにかかわらず、実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱うため、9月分として数えます。
6	全般	介護予防は件数に含まれるか。	含まれない。
7	全般	正当な理由(2)～(4)は、(様式1)のみの提出でよいか。	そのとおり。「提出フローチャート」を参考にしてください。
8	全般	同率の紹介率最高法人がある場合、(様式1)にどのように記載すればよいか。	(様式1)にどちらか1法人を記載し、適宜別の紙を利用して別の法人を記載してください。(様式1)エクセルを加工し、行を挿入して記載しても構いません。
9	計算方法	留意事項通知の第三の10の(4)の⑤の(例)について、意見・助言を受けている事例が1件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。(下記事例の場合に①・②のどちらになるか) (例) 居宅サービス計画数:102件 A訪問介護事業所への位置付け:82件(意見・助言を受けている事例が1件あり) ①助言を受けているため正当な理由ありとしてA事業所に関する減算不要。 $82 \div 102 \times 100 \div 80.3\%$ …正当な理由として減算なし ②助言を受けている1件分について除外。 $81 \div 101 \times 100 \div 80.1\%$ …減算あり	居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。
10	計算方法	判定期間が平成28年度前期以降の再計算方法について、訪問介護を位置付けている計画数が90件で、90件(利用者15人)が同じ事業所を利用している場合、正当な理由が18件(利用者3人)あれば80%以下になるか。	計算方法については、分子、分母の両方から同じ数を引きます。(問い)の具体的な計算を示すと、 $(90 - 18) \div (90 - 18) = 72 \div 72 = 100\%$ 紹介率が100%の場合、全件正当な理由がなければ、80%以下にはなりません。
11	計算方法	訪問リハを位置付けた判定期間中の合計計画数が80件で、そのうちA事業所を位置付けた計画数が75件であった。うち、18件(月3人)に正当な理由があった場合、平成27年度後期と平成28年度前期以降では、計算はどのようになるのか。	○平成27年度後期の計算方法 $(75 - 18) \div 80 = 71.3\%$ … 減算不要 ○平成28年度前期以降 $(75 - 18) \div (80 - 18) = 91.9\%$ … 減算あり

番号	分類	問い	答
13	計算方法	一人の利用者につき、正当な理由(6)①～⑮、(7)に複数該当する場合は、該当する複数分、計画数から除いたらよいか。	複数の理由が存在する場合は、どれか一つの理由を選択し、利用者1名につき、1件のみ計画数から除いてください。
14	計算方法	「80%を超えた場合」とは、計算の結果端数処理はどのようにするのか。	端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入した結果、 ①79.99% → 80.0% …減算にはならない ②80.05% → 80.1% …減算の対象になる
15	正当な理由	利用者が希望したことによって、特定の法人の事業所に集中した場合は、正当な理由となるか。	単に「利用者が希望したから」では正当な理由に該当しません。利用者が希望するに至った理由について、正当な理由のいずれかに該当していなければなりません。
17	(1)	「居宅介護支援事業所の通常の実施地域に、サービス事業所が各サービスごとで見た場合に5事業所未満である」とはどのように判断すればよいか。	下記①～③のいずれかに該当すれば、正当な理由と判断します。 ①判定期間の初日の事業所数が5事業所未満の場合 ②判定期間中の当該事業に係る毎月の事業所数(毎月1日現在の事業所数)の平均が5事業所未満の場合 ③判定期間中に運営規程の「通常の実業の実施地域」を変更したことによって、変更日に5事業所未満であった場合 また、医療系みなし指定事業所の判定期間中の事業所数は、「みなし指定事業所一覧(判定期間毎に掲載)」のとおりです。
20	(1)	サービス事業所数を少なくするために、運営規程に記載する「通常の実業の実施地域」を縮小しても構わないか。	「通常の実業の実施地域」が正当な理由の判断基準になっている場合は、居宅介護支援事業所の利用者(要介護)の80%程度が通常の実業の実施地域内に居住していることが必要です。届出後、岡山市が必要と判断した場合は、その旨を確認することがあります。
21	(5)	(参考様式1)について、紹介率最高法人の(5)アに該当する訪問介護事業所を利用している利用者のうち、80%以下になる人数分だけ作成すればよいか。	正当な理由(5)ア～エに該当するとして判断する場合は、該当する訪問介護事業所の利用者全員分の(参考様式1)を作成してください(提出不要)。
22	(5)	(参考様式1)を作成するタイミングはいつか。	居宅サービス計画の新規作成時及びその変更の都度、サービス利用開始までに作成してください。判定期間ごとに作成する必要はありません。
23	(5)	(参考様式1)について、紹介率最高法人の(5)ア～エに該当する訪問介護事業所等を利用している利用者のうち、サービスの質が高い理由で事業所を選んだわけではない場合は、作成しなくてよいか。	正当な理由(5)に該当する場合は、従来、全件計画数から除外していましたが、原則全員分の(参考様式1)を作成してください。どうしても別の理由で事業所を選んだ利用者がある場合は、計画件数から除外することはできませんので、個別にご相談ください。
24	(5)	(参考様式1)は利用者が記載することとなっているが、利用者やその家族の状況等の理由で介護支援専門員が代筆することは可能か。	(参考様式1)は、利用者がその事業所を希望する具体的な理由を記載するものであるため、基本的には利用者が記入すべきものだが、利用者の心身の状況から困難な場合は、介護支援専門員が記入し、その内容を利用者に確認してもらった上で、利用者に署名又は押印をお願いすることとして差支えない。
25	(5)	これまで80%を超えることはなかったが、平成28年度後期期間中の途中で、80%を超えることが判明した。(参考様式1)はどのタイミングで作成すればよいか。	期間を通して80%を超えることが判明した時点で、速やかに利用者に説明し作成してください。作成した場合は、当該判定期間の最初に遡って計算することができます。

番号	分類	問い	答
26	(6) ⑦	(事例) 通所介護の若年性認知症利用者受入加算のサービスを利用していたが、65歳になり、判定期間の途中から加算を算定しなくなった利用者の場合、正当な理由から外れるのか。	加算を算定しなくなった場合は、その月から正当な理由に該当しなくなる。(6)⑧と同等以上又はやむを得ない理由があれば、(7)に該当するとして、(参考様式2)を提出することができる。ただし、「慣れたところがよいので他の事業所は嫌だ」のみでは正当な理由に該当しない。
30	(6) ⑨	(6)⑭に該当する場合、提出すべきアセスメント及び居宅サービス計画にはどのように記載すればよいのか。	(例)アセスメントに、「利用者の居宅を通常の実施地域に含んでいる訪問介護事業所は△△事業所、○○事業所、…である。」といった内容が記載されていればよい。居宅サービス計画には、「利用者に○○事業所、△△事業所、…を内容や特徴を説明のうえ紹介したところ、○○事業所を選ばれた。」といった内容が支援経過記録やサービス担当者会議録に記載されていればよい。 ただし、平成28年度後期に居宅サービス計画の新規作成や変更がなかった利用者については、上記の内容を記載した任意様式を提出してください。
31	(6)⑧ (6)⑨ も同様)	利用者の居住地を「通常の事業の実施地域」としてある訪問系サービス事業所数は、どの時点のもので判断すればよいか。	該当利用者の居宅サービス計画の作成又は変更時に、5事業所未満であるかどうかを判断し、アセスメント及び居宅サービス計画にその旨を明記すること。 前回の居宅サービス計画の作成又は変更時に5事業所未満であったが、今回の居宅サービス計画変更時に5事業所以上である場合は、正当な理由(7)として、当該事業所を利用し始めた際には、事業所数が少なかったこと、増えた事業所を紹介したが、継続して当該事業所の利用を続けることが本人の心身の状況に適切である具体的な内容を(参考様式2)に記載すること。
32	(6)⑨	居宅介護支援事業所の実施地域が複数自治体にまたがり、そのうちの1自治体(A自治体とする)には地域密着型サービス事業所が1事業所しかなく、A自治体は、他の自治体の地域密着型サービス事業所と契約していない状況である。この場合、A自治体の利用者はA自治体の地域密着型サービスしか利用できないが、正当な理由の範囲としてどのように判断したらよいか。	指摘のケースについては、A自治体の利用者は、A自治体の地域密着型サービスの事業所しか利用できないことから、サービス事業所が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えない。
33	(6)⑨	居宅から半径5kmとはどのように調べればよいのか。	お手持ちの地図や、介護サービスガイドブックにより調べることもできますが、「介護サービス情報公表システム」(http://www.kaigokensaku.jp/33/)で以下の方法により検索可能です。 条件検索 → ①「サービスの種類」を選ぶ、②「住まいから検索」で居宅の住所、事業所までの距離を選ぶ → ③「検索する」をクリックする
34	(6)⑨	「通所サービス事業所の送迎に片道30分以内(居宅から半径5km圏内)」とは、渋滞を想定して片道30分以上かかれば半径4km圏内で事業所数をカウントしてもよいか。	不可。片道30分以内の地域を半径6kmに広げることは構わないが、半径5kmより狭い範囲で事業所数をカウントすることはできない。
35	(7)	正当な理由の例示のうち、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」の例示について、「地域ケア会議等」とあるが、「等」には具体的に何を含むのか。	名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。